

# 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定

令和元年10月

ホームヘルプサービス

にらがわの里

## 1 訪問介護

(地域単価 10,21円)

身体介護	1. 20分以上30分未満	249単位	身体に引き続き+生活援助 + 生活20分から起算して 25分を増す事に・66単位 ・132単位・198単位を限度
	2. 30分以上1時間未満	395単位	
	3. 1時間以上(30分を増す毎に + 83単位)	577単位	
生活支援	2) 20分以上45分未満	182単位	
	3) 45分以上 (60分)まで	224単位	

身体生活	身体			
	1 30分未満	2 1時間未満	3 1.5時間未満	
	1.生活20分 (66単位)	315	461	643
	2.生活45分 (132単位)	381	527	709
3.生活70分 (198単位)	447	593	775	

(単位)

※ 初回加算 (1月に月 + 200単位)

※ 緊急時訪問加算 (1回につき + 100単位) 身体+生活  
(緊急対応時は加算算定時に限り、身体20分未満に引き続き、生活援助可能)

※ 特定事業所加算(Ⅱ) (1回につき所定単位数に10%加算)

※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき + 100単位 3月)  
※ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき + 200単位 3月)

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  
(所定単位数の合計に13.7%乗じた単位数)  
※ 介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)  
(所定単位数の合計に6.3%乗じた単位数)

## 2 介護予防/日常生活支援総合事業 (訪問型サービス)

(地域単価 10,21円)

・ 訪問型サービス(Ⅰ) 週/1回程度	1月につき	1,172単位
要支援 1・2		
・ 訪問型サービス(Ⅱ) 週/2回程度	1月につき	2,342単位
要支援 1・2		
・ 訪問型サービス(Ⅲ) 週/3回程度	1月につき	3,705単位
要支援 2		

※ 初回加算 (1月に月 + 200単位)

※ 生活機能向上連携加算 (1月につき + 100単位 3月)

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  
(所定単位数の合計に13.7%乗じた単位数)  
※ 介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)  
(所定単位数の合計に6.3%乗じた単位数)

- ☆ 負担割合証に応じた基本料金の1割又は2割の額です、また支給限度額を超えたサービス利用の場合、超過額は全額負担
- ☆ 事業所とサ高住、軽費老人ホーム等が同一敷地内、同一建物の場合は居住する人数に関わらず訪問した場合は報酬を10%減算
- 他(サ高住、有料老人ホーム等幅広い道路に隔てられてる=20人未満は減算なし)  
(老人ホーム等に当該訪問介護事業所の利用者が20人以上いる場合は減算)